（本號十頁）　（明治廿五年十一月三日　郵便信書省認可）　明治二十六年十月廿八日　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

第三千七百九十八號　土曜日
明治廿六年十月廿八日（戊戌）
舊曆癸巳九月十九日
日出午前六時　入午後四時十九分
月出午後六時十四分　入午前九時
滿潮午前六時十五分　干午後七時十一分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋
一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港
一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

本社へ寄稿に付東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を攜ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

朝鮮政府の防穀令

朝鮮よりの來報に據れば同國政府は今年全羅慶尙兩道の農作凶歉なるの故を以て來十一月十九日より以後元山仁川釜山の三港に於て米穀輸出禁止の旨を布告したりと云ふ目下朝鮮國の開港場と云へば即ち右三港の他にわもざるを以て今回の防穀令は取りも直さず一切米穀の輸出を禁ずるものにして同國の貿易上に容易ならざる影響を及ぼすは申すまでもなきみとなり就ては彼の地在留の我商人が朝鮮政府の處置を不當なりとして公使館に申出で該布告取消の談判を開かんことを求る者あるよし直接に商賣上の利害に關するみとなれば無理もなき次第なれども我政府が急よ商人等の言を容れて急よ談判に着手するとならば前以て能く實際の事情を取調べ必ず輕率の擧動なからんみと我輩の吳々も勸告する所なり日韓貿易規則第三十七條に曰く

若シ朝鮮國水旱或ハ兵擾等ノ事故アリ境內飲食ヲ致スヲ恐レ朝鮮政府暫ク米糧ノ輸出ヲ禁ゼント欲セバ須ク其期ニ先タツ一ケ月前ニ於テ地方官ヨリ日本領事官ニ照知スベシ然ルトキハ豫メ其期ヲ在各港ノ日本商民ニ轉示シ一體遵守セシム可シ云々

右の文意は甚だ明瞭にして誤る可らず即ち朝鮮政府は洪水旱魃若しくは兵亂の爲めに人民の食糧に不足を告るの恐あるときは三十日前に日本領事に通知して米穀の輸出を禁ずるを得可しとの趣旨に外ならず然るに今回の防穀令は發布の時より三十日後に實施せらるゝものにして既に正當の手順を經て我領事館に通知もありたりと云へば日限の點に於て更に非難す可き廉なく目下の問題は唯朝鮮國の農作が果して米穀輸出を禁ずるの必要ある程の凶歉を被りしや否やの一事なり我輩の聞く所に據れば本月中旬我關西地方を吹荒したる暴風雨は支那朝鮮の內地をも通過して少からざる損害を生じたるの徵ありと云へば或は其爲めに朝鮮國の農作を害せられて遂に此防穀令の必要を見るに至りしものなるやも知る可らず兎に角に大鳥公使は各所の領事に其邊の事情探索を命じて取調中なりと云へば日ならずして詳細の狀況も判然するみとならん其狀況の分るまでは我輩は朝鮮政府の處置に就て彼れ是れ批判するみとを欲せざるものなり思ふに數年來日韓兩國の間に交涉の大問題と爲りて本年みを漸く結局を告げたる彼の元山防穀事件の如き我要求の正當なりしは固より疑なしと雖も是れが爲めに朝鮮國官民の感情を傷け彼れ等の敵意を買ふて外交上又た商賣上、日本の爲めに非常の損害を釀したるは事實に爭ふ可らず苟も彼の國の事情に通ずる者は皆あれを認めみれを憂へざるはなし然るに今日又もや一片の防穀令發布を見て事實をも糾さず容易に談判を開て拨て後日に至り萬々一にも我要求の程當ならざりしを發見するみともあらんには之を如何す可きや進むに進み難く退くも亦體裁の美なるものに非ず遂には不本意ながらも多少の無理を犯して最初の申込を押通す樣の場合なきを期す可らず世界古今の國交際に隨分あり得べきみとなれども左りとは日韓の交際に無上の不幸にして又實際に永遠の不利と云ふ可し我輩は決して强硬の政略を忌む者に非ず我れに正理ある以上は或は兵力に訴へて彼れを服從せしむるも敢て憚る所に非ずと雖も苟も朝鮮政府の爲したるみとにして日本に不利なるものとあれば一も二もなく條約違犯なりと稱し碌々事實をも取調べずして始めより喧嘩仕樣の談判を試んとするが如きは外交策の熟度高きに過るものにして我輩の同意すると能はざる所なり

官報

○司法省告示第六十二號
本年（六月）司法省令第十號ニ依リ新設シタル横濱、前橋、甲府、新潟、各地方裁判所管內區裁判所出張所開廳ニ付事務引繼ノ爲メ來ル三十三十一兩日其管轄ニ屬スル各町村ノ登記事務ヲ停止ス
明治二十六年十月二十七日　司法大臣芳川顯正

○遞信省告示第二百四十號
明治二十六年（二月）遞信省告示第四十四號海外電報料金及賭手數料金表第一表中孫斯太列西亞地方ノ部新西蘭ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス
明治二十六年十月二十七日　遞信大臣伯爵黑田清隆
ニウ、カレドニア（New Caledonie）　一　五〇七一四六　一　四〇四一四〇

○遞信省告示第二百四十一號
長門國下ノ關海峽ノ北西藍ノ嶋浮標暴風ノタメ流失セリ但當位置ニ碇置ノ上ハ其旨更ニ告示スヘシ
明治二十六年十月二十七日　遞信大臣伯爵黑田清隆

○遞信省告示第二百四十二號
來十一月一日ヨリ陸中國日詰鐵道停車場電信取扱所ニ於テ左ノ場所ニ宛タル電報、直配達ヲ爲ス
明治二十六年十月二十七日　遞信大臣伯爵黑田清隆
陸中國紫波郡赤石村大字北日詰

○第二豫備金支出
明治二十六年度第二豫備金支出
第二十回
一金七千七百六圓四拾錢　獸疫費
和歌縣下ニ於テ牛疫發蔓延ニ付之カ豫防費ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀農商務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十三日勅裁ヲ得タリ
明治二十六年十月二十七日　大藏大臣渡邊國武

○司法省告示第六十一號
來ル十一月一日ヨリ左ノ出張所ヲ開廳ス
明治二十六年十月二十七日　司法大臣芳川顯正

横濱地方裁判所管內
横濱區裁判所川崎出張所
横濱區裁判所一ノ宮出張所
小田原區裁判所伊勢原出張所
八王子區裁判所砂川出張所
宇都宮地方裁判所管內
宇都宮區裁判所白澤出張所
大田原區裁判所黑磯出張所
栃木區裁判所壬生出張所
前橋地方裁判所管內
前橋區裁判所東出張所
太田區裁判所伊奈良出張所
高崎區裁判所松井田出張所
甲府地方裁判所管內
甲府區裁判所廚治出張所
甲府區裁判所明野出張所
鰍澤區裁判所鰍川出張所
新潟地方裁判所管內
新潟區裁判所白根出張所
新發田區裁判所築地出張所
高田區裁判所直江津出張所
相川區裁判所新町出張所
岡山地方裁判所管內
岡山區裁判所上田出張所
笠上區裁判所和氣出張所
高松地方裁判所管內
高松區裁判所由佐出張所
高松區裁判所坂ノ上出張所
岐阜地方裁判所管內
岐阜區裁判所笠松出張所
山形地方裁判所管內
山形區裁判所櫻岡出張所
山形區裁判所宮宿出張所
酒田區裁判所鶴岡出張所
福岡地方裁判所管內
福岡區裁判所大野出張所
横濱區裁判所小袋谷出張所
横須賀區裁判所宮下出張所
小田原區裁判所上荻野出張所
宇都宮區裁判所引田出張所
大田原區裁判所鳳谷出張所
佐野區裁判所寺岡出張所
太田區裁判所木崎出張所
高崎區裁判所金古出張所
高崎區裁判所鬼石出張所
甲府區裁判所熱見出張所
甲府區裁判所右左口出張所
三條區裁判所加茂出張所
柏崎區裁判所中里出張所
高田區裁判所飯田出張所
岡山區裁判所甲浦出張所
高梁區裁判所吹屋出張所
高松區裁判所畑田出張所
御堂區裁判所大井出張所
山形區裁判所谷地出張所
新莊區裁判所本合瀨出張所
福岡區裁判所大山出張所
宮古區裁判所小川出張所

雜報

○高架鐵道と中央停車場

とは早晩東京市中に布設するなるべし今の新橋及び上野は東京全市の停車場としては餘り一方に偏し且つ規模小にして到底此の首府に於ける永久の停車場には不適當なるを免かれず當局者は勿論一般人民も夙に其不便を感じ居る所なれば速急には着手も容易ならざるべきも何時まで此儘に放棄し置かるべくもわらず今右に關する是迄の計畫等の模樣を述べて聊か參考となさんに

計畫の起原　抑も東京市の不便なからしむべしとの趣旨の形ちに出でなりしも其計畫の形ちに出でと停車場の位置を豫定せしは其改正の大計を定めたるは正豫定圖の示す所に據り起りて土橋に出で丸ノ內永樂町一丁目を經て濠を渡りて神田區を橫斷し眼鏡橋より神田松永町下谷仲御徒町を經て上野停車場に連絡し土橋、八重洲町、本白銀町に設くる者は所謂中央停車場の一丁目に至る一帶の地即ち等のある場所を以て之を野間の鐵道理數は四マイル高架の制を執るの豫定にて其後の經過は鐵道線路の定しあるも爾後市區改正及び道幅取廣の方に於てのあるより鐵道線路に連絡線と中央停車場とは何故に必要なるやに品川赤羽間を連絡し居らざるにも連絡線は未だ確定し居らざるにては未だ何等の着手をも僅打過ぎ居る現狀なる大問題にして東京市が東京より出發し、東京に立寄る者なるの爲めには殆日の實際に於て新橋停附近にのみ用ゐるが爲め亦然り而して又芝區には態々上野まで出掛に乘らんには新橋まで就ても其趣きは同樣にて當局者は大ひに迷道は若し其布設の時期からざるに至るものに困難に遭遇し居るよし其繁盛を豐倍するに至等に種々の故障を生じ立至るも知る可らず左在の不便を除き一は未べきなり

日本鐵道會社の計畫
上野に至る高架鐵道布その理由を聞くに同會如きは其事業の性質よて之を布設するが最も は之を布設せんとも現政府が執る所の施政を出して民間の攻擊を